

## アクティビティノート <第262号>

2018年11月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
  - 1-1 2018年11月度相談受付件数 ……p.2
  - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3～15
2. ちょっと注目  
『DIYで思わぬ事故を起こさない為に～③瞬間接着剤～』  
…………p.16
3. コラム  
『うま味の相乗効果』 …… p.17～18

### TOPICS



#### DIYで思わぬ事故を起こさない為に ～③瞬間接着剤～

シリーズで掲載している“DIYで思わぬ事故を起こさない為に”。今月は「瞬間接着剤」です。瞬間接着剤を使用する際の注意点についてご紹介します。



#### うま味の相乗効果

味覚には5つの基本味があり、そのうちの一つである“うま味”は明治時代に日本人によって発見されたものです。今月のコラムは、その“うま味”の発現に関する話題です。

## 1. 相談業務

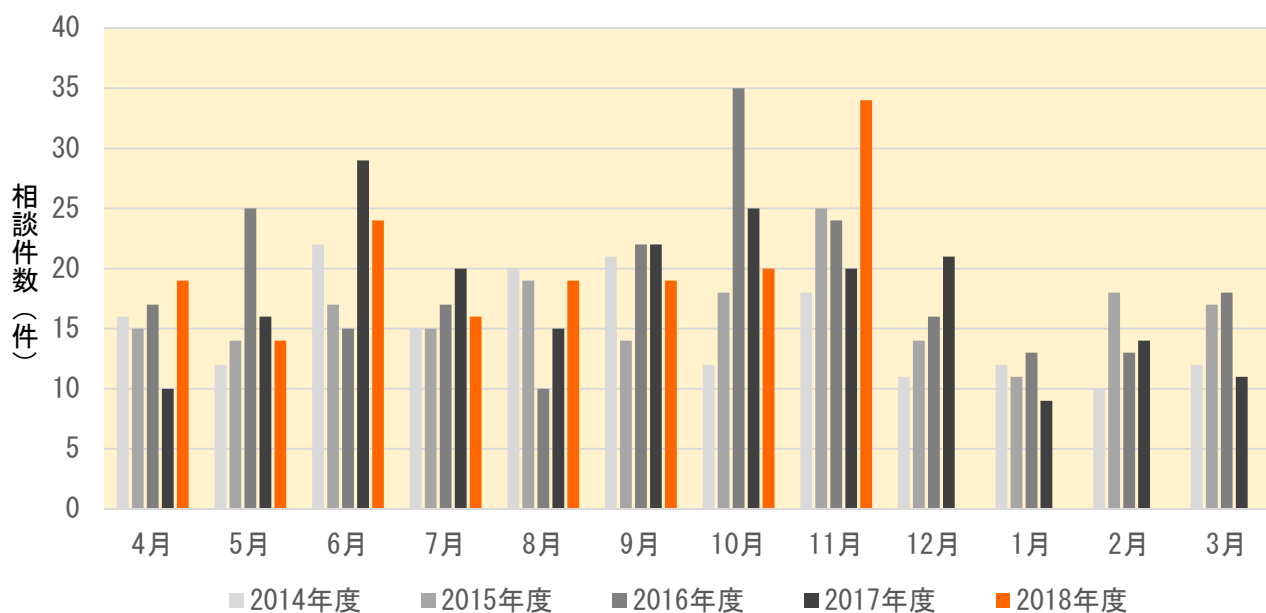
### 1. 11 相談受付件数

2018 年 11 月度相談受付件数 (10/25~11/22 実働:21 日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	8	3	0	11	0	22	65%
消費生活C・ 行政	1	1	0	3	0	5	15%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	6	0	6	17%
メディア・ その他	0	0	0	1	0	1	3%
合計	9	4	0	21	0	34	
構成比	26%	12%	0%	62%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2014~2018年度)

## 1. 2 受付相談事例および内容の紹介

### ※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしていきます。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感ずる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしていきます。

### ◆品質クレーム関連相談

- ◆ <水道の蛇口に付ける泡沫器の樹脂製フィルターが変色> 「業者に頼んで、水道の蛇口に付ける泡沫器のフィルターを交換して貰った。このフィルターは網状で樹脂製。新品時は青色だったが、取り出してみると灰色に変色していた。業者も見ただけで、安全性が心配になった。変色の原因と安全性については製造業者に問い合わせているが、未だ回答は貰っていない。健康被害が出るようなことはないだろうか」という相談を受けている。樹脂の種類は不明。相談者の話を直接聞いて、対応して貰えないだろうか。〈消費生活C〉

⇒製造メーカーに問い合わせ中であれば、業者に早く回答するように依頼することをお勧めするのがよいと存じますが、相談者が化学に関する専門的な立場からの助言や情報提供を希望するのであれば、当センターをご紹介ください。

- ◆ <消臭剤の容器の不具合> 知人から紹介され、トリガースプレータイプの消臭剤 1 ケース 6 本入りを購入した。旅行などに携帯したいが横にすると液が漏れてしまう。また、3 本は使用中にトリガー部分が壊れてしまった。製造メーカーに申し出て、壊れた容器を交換してもらい、この対応には満足している。容器から液が漏れる、壊れやすいといった点は容器メーカーの問題であり、今後も使用を継続するために是非とも改善してもらいたいと思っている。製造メーカーから容器メーカーを教えて貰い、容器メーカーに改善を要望したが、検討するとの回答は得られなかった。製造物責任（PL）法では容器メーカーの責任は問えないのか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。（中年の男性）〈消費者〉

⇒製造物責任（PL）法は製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造者の損害賠償責任について定めた法律です。製造物の欠陥がその容器に起因する場合、容器メーカーにも賠償責任が及ぶ場合もあります。ただし、お伺いした内容からは、製造物責任の問題というよりは、品質設計上の問題であると思われます。容器を選択し最終製品とした製造メーカーに説明を求め、改善要求をしてみたいはいかがでしょうか。

- ◆ <ダイニングチェアを拭いたら泡が出た> 3 ヶ月ほど前にダイニングチェアを購入した。チェアの表面は合皮製であり、使用前におしり拭き（アルコールを含まないタイプ）で拭いたところ泡立ったので、安全性が心配になった。水拭きでも泡が出たので、ダイニングチェアに問題があると考え製造メーカーに申し出たところ、担当者が来て調査のためチェアとおしり拭きを持ち帰った。1 ヶ月後に口頭で回答があり、別の製品（チェア）でも同じ現象が再現され、原因は製造工程で使用しているユーカリオイルとペパーミントオイルによるものと考えられ

るが安全性上は問題ない。また、このような相談は過去に寄せられていないとのこと。返品には応じるが、これ以上の対応はできないと言われた。回答内容に納得がいかず、また 1 ヶ月も待たされたあげくに口頭での回答とは誠意が感じられない。これ以上の原因究明はできないのだろうか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。(若年の女性) <消費者>

⇒お伺いしたところ、具体的な被害は発生しておらず、あくまでも品質上の問題と考えられます。製造メーカーは泡立つ現象を確認しており、その上で安全性上は問題ないと断言しています。それでも心配で、購入された製品を使用したくないということであれば、返品し、代金の返金に応じてもらうよう交渉してみてもいいでしょうか。

- ◆ <MDレコーダーの補償期間について> MDレコーダーの液晶ディスプレイ部分が壊れてしまった。製造メーカーに修理を依頼したところ、販売後 7 年経っている製品なので修理には応じられないと言われた。7 年経った製品は修理できないとは納得できない。修理しなくてよいという決まりでもあるのか。(高齢の男性) <消費者>

⇒家電製品の保証に係る問題ですので、当センターでは対応しかねます。家電製品 PL センターにご相談されてはいかがでしょうか。

#### ◆ 事故クレーム関連相談

- ◆ <住居用洗剤を使用して皮膚障害> 「1 ヶ月ほど前、〇〇社のセスキ炭酸ナトリウムを主成分とするトリガースプレータイプの住居用洗剤△△をキッチンのタイル壁の掃除に使用した。タイル壁に洗剤液を吹きかけ、タオルで汚れを拭き取った後、ぬるま湯でタオルを手洗した。数時間後、手のひらに赤い発疹が出て、皮がむけて痛みが出てきたため、翌日皮膚科の診察を受けた。治療は続けているが未だ完治はしていない。また、かぶれの原因について、医師の見解は聞いていない。製造メーカーに申し出たところ、素手で使った場合はかぶれることもあり得る、このため製品に「敏感肌の方や長時間ご使用の場合は、炊事用手袋を着用してください」と表示しているとの説明のみで、謝罪はなかった。自分は敏感肌ではなく、説明には納得できない。原因を明らかにして謝罪(と補償)を求めたい」との相談を 70 代後半の女性から受けている。どのように進めたらよいただろうか。 <消費生活 C>

⇒当該製品は弱アルカリ性 (pH 8.0 超～11.0 以下) の住居用洗剤と思われます。使用に際して、炊事用手袋の使用を義務付ける規制はありませんが、肌の弱い方、荒れ性の方が素手でお使いになった場合には手荒れやかぶれなどの皮膚障害を起こす可能性は否定できないでしょう。また、高齢になると皮膚のバリア機能が衰えてくることもあり、ご自身に敏感肌との認識はなくても、皮膚障害を起こしやすくなっている可能性もあります。〇〇社に製造物責任を問うには、皮膚障害と△△の因果関係を証明し、その上で、それが△△の欠陥によるものであることを証明する必要があります。本件の場合、医師の診断書等で因果関係は証明できますが、それが△△の欠陥によるものであると言えるか否かは難しいところです。医師の見解をお聞きになった上で、製造メーカーと具体的な補償について話し合いの機会を

持つようにしてはいかがでしょうか。

- ◆ <シロアリ駆除後に皮膚障害> 約半年前、業者に依頼して自宅のシロアリ駆除を行なった。自分はずっとアレルギー体質であるが、シロアリ駆除後、太腿の発疹と身体のかゆみを発症。今は白斑も出ている。通院している皮膚科医からは、原因究明のためにシロアリ駆除剤によるパッチテストを提案された。シロアリ駆除剤の製造メーカーに薬剤の提供を依頼したところ、快く応じて貰うことができ、今後パッチテストを行う予定。その他、目が痛くなり眼科も受診している。今は離れに暮らして症状は治まっているが、自宅に入ると発症する。来週には弁護士と面談予定。化学製品 PL 相談センターは市役所から紹介されたが、損害賠償請求の際には交渉してくれるのか。〈消費者〉

⇒当センターでは一方当事者の代理人として交渉にあたることは行っておりません。被害がシロアリ駆除剤の欠陥によるものである場合、製造メーカーの製造物責任を問うことができます。この場合、被害が製品によるものであり、且つ製品の欠陥に由来することを被害者が証明する必要があります。また、本件の場合、シロアリ駆除業者の施工が適切なものであったかどうか問題になることも考えられます。弁護士との面談で要件を整理し、今後どうすべきかを相談されてみてはいかがでしょうか。

- ◆ <消臭目的で使用した安定化二酸化塩素水溶液のニオイが消えない> 消臭目的では、安定化二酸化塩素にクエン酸を混ぜて使用するとよいとの情報があり、ネットショップで安定化二酸化塩素 5%水溶液 500g を購入。6 日前に、この製品を 100 倍希釈した水溶液に小さじ 1 杯の食品用クエン酸を混ぜ、スプレー容器に入れて、玄関の靴箱の扉の裏などに使用した。使用後ニオイが消えず、今でも玄関にいると喉が圧迫されてようになり、離れると改善する。二酸化塩素が靴、衣類や壁紙などに浸透しているのではないかと心配。どうすればニオイが消えるか。(中年の男性) 〈消費者〉

⇒安定化二酸化塩素と呼ばれる製品は二種類あり、一つは常温で気体の二酸化塩素ガスを水に溶解し、pH をアルカリ側に調整して添加物を加えて安定化したもの、もう一つは亜塩素酸ナトリウム溶液を主剤としたものです。どちらも液性はアルカリ性で、水溶液中では亜塩素酸イオンとして存在しています。この亜塩素酸イオンは液性が酸性になると、二酸化塩素ガスとして遊離することが知られています。お伺いした状況から、安定化二酸化塩素液にクエン酸を添加したことで液性が酸性となり、二酸化塩素ガスが発生し、強いニオイがしたものと思われます。二酸化塩素は塩素様の刺激臭のある気体で、気道、皮膚、眼への刺激があり、吸入による急性毒性が知られています。ある程度の濃度で吸入した場合中毒症状を発症することがあり、ACGIH (アメリカ合衆国産業衛生専門官会議) によると、STEL (短時間ばくろ限界値) は 0.3 ppm とされています。お伺いした使い方では高濃度の二酸化塩素ガスが発生し、6 日後までそのまま残るとは考え難いところですが、ニオイが残っているならば、換気を心がけ、ニオイがする場所に長時間の滞在は避けられた方がよいでしょう。また、二酸化塩素は水に溶けやすい性質がありますので、壁など水拭きできるところはよく拭いておくともよいでしょう。インターネットで発信されている情報の中には信頼できない情報も見受けられ、もしもの場合の責任の所在も明確ではありません。安易に試して取り

返しのつかないことになるケースもありますのでご注意ください。

- ◆ <子どもがEVA製おもちゃの破片を誤食> 子どもが樹脂製のおもちゃの破片を食べてしまった。このおもちゃは床に敷くジョイントマットのような軟らかい素材でできており、EVA樹脂と書いてある。大きさは5mm程度。大丈夫だろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若年の女性) <消費者>

⇒EVA樹脂はエチレン酢酸ビニル共重合体のことです。食べたとしても、消化されずにそのまま排出されます。軟らかい素材であり、量的にも少ないようですので、ご心配には及ばないでしょう。

- ◆ <トイレタンク用置き型芳香洗剤で身体に腫れ> 1週間ほど前、夜中に右胸の痛みを感じ、見ると腫れが出ていた。翌日、皮膚科に受診したところ、何かに触れたことによるものではないかとの診断であった。そう言われて、トイレタンク用置き型芳香洗剤に触れたことに思い当たった。通院の2日後、右耳の後ろや右足首にも腫れが出てきたため、皮膚科で紹介状を貰い、大学病院の皮膚科に受診した。血液検査の結果、異常はなく原因不明と言われた。また、当該製品を持参したが、因果関係は否定された。自分は当該製品が原因と考えており、製造メーカーに申し出たが、そのような事例はないと言われた。因果関係を明確にしたいと消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。(高齢の男性) <消費者>

⇒当センターの過去の相談に類似の事例はなく、お伺いした話からは原因の特定はしかねます。既に皮膚科医の見解も出ています。製品とは切り離して捉え、治療に専念してはいかがでしょうか。

- ◆ <リフォーム後に原因不明の体調不良> 築13年の中古マンションを購入し、壁紙、天井の張替え、和室の畳の入れ替え等のリフォームを行なった。入居後1ヶ月になるが、入居直後から4人家族のうち3人が頭痛、目がチカチカする等の体調不良を訴えている。最も症状が重いのは主人で、気管支に腫れがでている。3人とも医師の診察を受け、主人のみ投薬治療をし、薬で症状は軽減されている。他の2人に投薬治療はなく、様子を見ているところ。シックハウス候群を疑い、自治体に相談して室内空気質を調べたところ、ホルムアルデヒド、トルエン、TVOC(総揮発性有機化合物)はいずれも厚生労働省が公表している室内濃度指針値以下であった。また、リフォームに使用した建材は全てF☆☆☆☆である。室内温度を上げて換気を行なうベイクアウトも試しているが、多少効果があった程度である。このような状況で室内環境を改善し、症状を軽減する手立てはないだろうか。化学製品PL相談センターは自治体で貰った冊子に掲載されていて知った。(中年の女性) <消費者>

⇒お伺いした話から、現状で考えられる手立ては打っていると思われます。原因物質が特定できていないため、即効性のある具体的な対策を取るのには難しい状況ですが、一般的にどのようなケースでも、換気とベイクアウトは有効な手段と考えられます。根気よく続けるようにしてはいかがでしょうか。また、体調不良が続いている間は通院を続け、治療を継続するようにしてください。

- ◆ <シリコーン系シーリング剤のニオイで体調不良> 家財にシリコーン系シーリング剤（一剤タイプ）を300mLほど使用したところ、ニオイで体調不良となった。家財は外に出したので、症状は治まっているが、処分するまで暫くは敷地内にある状況。製品に神経系に作用するような成分が使われているのだろうか。自分はもともと化学物質に過敏な体質であり、専門医から化学物質過敏症の傾向があると言われている。（若年の女性）〈消費者〉

⇒個別の製品の安全性については、当センターでは回答しかねますので、製造メーカーにお問合せください。一般的に一剤タイプのシリコーン系シーリング剤は、使用時に空気中の水分と反応して硬化する仕組みで、この際に少量のガスが発生します。硬化は通常24時間程度で完了し、硬化してしまえばガスの発生はありません。発生したガスを長時間大量に吸入すれば健康を害するおそれがありますが、ご家庭での通常の使用で問題になるようなことはないと思われます。ただし、化学物質に過敏な体質で、極々微量の化学物質でも何らかの影響が出てしまうということであれば、ご自身の判断になりますが、家財の処分を検討されてはいかがでしょうか。

- ◆ <シロアリ用殺虫剤で体調不良> 賃貸の自宅にシロアリが出たので、ホームセンターで家庭用のシロアリ駆除剤を購入し使用した。使用後、自宅にいと体調が悪くなり、自宅から離れると改善するようになった。医師の診察は未だ受けていない。シロアリ駆除剤の影響だと思うが、剤を中和し無効化するような方法はないだろうか。シロアリ駆除剤のメーカーや日本しろあり対策協会には問い合わせたが、そのような方法はないとの回答であった。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（高齢の女性）〈消費者〉

⇒当センターもシロアリ駆除剤の中和方法についての知見は持ち合わせておりません。体調不良が続いているようですので、まず医師の診察を受けることをお勧めします。

- ◆ <非農地用除草剤の安全性> 3ヶ月前に、右胸にやわらかい塊ができて、だんだんと固くなってきたので皮膚科を受診した。腫瘍との診断で、先日除去手術を行なった。現在、良性か悪性かの検査結果待ちである。腫瘍の原因として思い当たるのは非農地用除草剤である。500mLボトル入りの製品で、半年前に15mLほど使用し、キャップを締めて玄関に保管していたのだが、今見ると2/3くらいに減っている。保管中に蒸発し、蒸発した成分が原因で腫瘍ができたと考えている。この製品は輸入品で、輸入元に安全性について問い合わせたが、明確な回答は得られなかった。このような危険な製品を販売しているのは問題だと思うが、化学製品PL相談センターから指導してもらえないか。（中年の男性）〈消費者〉

⇒当センターは民間の機関であり、個別の事業者を指導する立場にはありません。製造物責任（PL）法では、製品の欠陥と被害との因果関係を被害者が証明する必要があります。本件の場合、当該製品の有効成分の安全データシート（SDS）からは、腫瘍の原因となりうるような有害性情報は見当たりませんでした。また除草剤の有効成分は常温で固体であり、水溶液として製品化されています。したがって、水と一緒に蒸発することはなく、蒸発した成分にばく露する可能性はないと思われます。製品が保管中に減量したことから、容器等に問題があった可能性はありますが、あくまでも品質上の問題ではないでしょうか。腫瘍とは切り離して考えたほうが良いでしょう。

◆ 一般相談等

- ◆ <柔軟剤のニオイによる体調不良の相談対応について> 柔軟剤のニオイによる体調不良の相談があった際の対応について検討している。化学製品 PL 相談センターを紹介しても良いか。<消費生活 C>

⇒柔軟剤のニオイによる体調不良の相談は当センターにも寄せられており、当センターをご紹介いただいても結構です。ニオイは人によって快・不快の感じ方が違うこともあり大変に難しい問題です。当センターからは、香料の安全性については国際化粧品香料協会 (IFRA) が国際的に自主基準を作り、各国の香料工業会を通して自主規制を行なっており、その基準に適合した香料が使われていること。日本石鹼洗剤工業会が、柔軟剤は使用量の目安を守り、周囲の人に配慮した使用を心掛けるよう啓発活動を行なっていること等の情報提供を行なっています。また、寄せられた相談内容を当センターの月次報告「アクティビティノート」や年度報告書等で公開し、関連業界との情報の共有化を図っています。

- ◆ <防草シートの安全性について> 「15 年くらい前から家庭菜園で防草シートを使用している。現在使用しているのはポリエチレン製で、耐用年数 5 年のもので、すでに 2 年経過している。いつも、徐々に劣化して行き、ポロポロになったら除去して交換しているが、取り切れないものが土壌に残ってしまう。土壌に残ったものが土壌を汚染し、その土壌でできた作物を食べて人体に影響がないか心配になった」との相談を一般消費者から受けている。農林水産省に確認したところ、防草シートの安全性が問題になっている事実はないと回答は得ている。その他情報があるか。<消費生活 C>

⇒当センターでは劣化した防草シートが土壌に残った場合の安全性についての知見はありません。しかし、一般的には、お伺いした内容から土壌汚染や農作物を通した人体への影響を懸念する材料は見当たりません。農水省にも確認されているとのことですし、過度に心配する必要はないと思われます。

- ◆ <強アルカリ電解水洗浄剤の販売規制> 「強アルカリ電解水でできた pH 13 の業務用洗浄剤を店頭でみた。アルカリは危険なイメージがあるがこのような製品を販売するのに規制はないのか」との相談を 40 代の男性から受けている。規制はあるか。<消費生活 C>

⇒一般にアルカリ電解水は、塩化ナトリウムや炭酸ナトリウムなどの電解質の水溶液を、二室型または三室型電解槽を用いて電気分解することで、陰極側で得られる pH 10 以上の電解水のことであり、飲用には適しません。油脂等の有機物汚れに対し洗浄力があることから、掃除等の用途で使われています。電解質由来のナトリウムイオンと水が電気分解されて生成された水酸化ナトリウムイオンにより、約 0.2% 程度の水酸化ナトリウム水溶液となっており、液性はアルカリ性を呈します。水酸化ナトリウムは眼や皮膚に対する強い腐食性を持つことから、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」により規制され、含有量として 5% 以下及び所定の容器強度を有することの基準が定められています。また、主たる洗浄作用が酸またはアルカリの化学作用に由来する住宅用又は家具用洗浄剤は「家庭用品品質表示法」により、表示内容が規定されています。業務用製品はこれらに規制対象外ですが、家庭用品に準ずることが好ましく、業界自主基準が定められている場合もあります。尚、



個々の製品の品質や表示、安全性などについては、製造メーカーに直接お問合せください。

- ◆ <漂白剤の廃棄方法> 塩素系や酸素系の漂白剤が 5 本ほど手元にある。もう使わないので廃棄したいが、どの様にしたら良いだろうか。「まぜるな危険」表示があるものもあり心配だ。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターに紹介された。(若年の女性) <消費者>

⇒少量であれば、水道水を流しながら薄めるようにして排水に流してしまっても問題ありません。しかし、量が多いようですので、一度に半本以上は避け、何回かに分けて廃棄されるとよいでしょう。

- ◆ <業務用トイレクリーナーの液性> 一年くらい前、勤め先の会社で希釈タイプの業務用トイレクリーナーを小分けして貰い、家に持ち帰った。使おうと思うが、小分けしたため製品の表示がなく、液性が酸性かアルカリ性がわからない。液は水色でツンとしたニオイがする。簡単に調べる方法はあるか。小分けしてもらった会社には、聞くことができず商品名、製造メーカー名もわからない。(中年の女性) <消費者>

⇒お伺いしたお話から液性を判断することはできません。洗剤は使い方によっては危険があります。特に業務用用途では、強い酸性、強いアルカリ性の製品が使われることがあり、取扱いには注意が必要です。また、専用ではない別の容器に移し替えることも好ましくありません。過去には、業務用のアルカリ洗剤をアルミ缶に入れて持ち帰ろうとして破裂事故を起こした例があります (<https://www.asahi.com/articles/ASL8W3CLJL8WUTIL004.html>)。安全に使用するためには製品に記載されている使用上の注意等を守る必要があります、それらを確認できない製品の使用はお薦めできません。

- ◆ <白金触媒式カイロの燃料について> 白金触媒式カイロを使用している。製品には、燃料は専用のベンジンを使用するようにとあるが、専用品が見つからないため薬局で汎用油性洗浄剤とあるベンジンを購入した。これを燃料として使用してもよいか。また使用できない場合、廃棄するにはどうしたらよいか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。(高齢の男性) <消費者>

⇒白金触媒式カイロには専用品を使用することの表示があります。また、ベンジンは用途によりその成分組成が異なるものが存在します。用途が異なるベンジンの使用はお避けください。専用ベンジンの取扱い店および購入方法は製造メーカーにお問合せください。また、廃棄方法についてはお住まいの自治体にご相談ください。

- ◆ <子ども用玩具の内容液の安全性> 子どもが玩具のバルーン状の剣で遊んでいたところ、破損して中の液が漏れ出してしまった。床や壁に飛び散り、子どもの手にもついたので、少量は口に入ったかも知れない。この玩具はバルーンの中の小さな袋を潰すと、中に入っている液が混じりあい、ガスが発生して膨らむ仕組みになっている。販売元に問い合わせたところ、内容物は重曹を水に溶かした液とクエン酸とのこと。飲食物ではないので口に入った際の影響は分からないと言われた。子どもたちの様子に異常はないが、内容物の安全性は大丈夫だろうか。化学製品 PL 相談センターは以前にも利用した事がある。(中年の女性) <消費者>

⇒当該製品は重曹 (炭酸水素ナトリウム) とクエン酸を混合することで炭酸ガス (二酸化炭

素) を発生させてバルーンを膨らませる仕組みになっているようです。製品の安全性については製造メーカーが責任を持って回答すべき事柄ですが、クエン酸や重曹の安全性情報から、これらが少量皮膚につく、口に入る等で安全性上問題になることはないと思われます。子どもに異常はないとのことですし、過度に心配される必要はないでしょう。

- ◆ <乾電池の液もれ処理について> 半年ほど前、使わずに保管していた乾電池 4 本が液もれし、乾電池が入っていた白い紙箱に茶色のシミができていた。知らずに触ってしまったので、慌ててキッチンの流しで手を洗った。その際に食器等にも付いたと思うので、食器は台所用洗剤で洗った。最近になってインターネットで、乾電池から漏れた液はお酢で洗うと良いという情報を見て、そのように処理しなかったことが気になり、心配になってきた。大丈夫だろうか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。(若年の女性) <消費者>

⇒乾電池から漏れ出してくる液は電解液といって、乾電池の内部で電気を発生させ、その電気を伝導させて使えるようにするために必要なものです。電池の種類によって電解液も違いますが、最も一般的なアルカリ乾電池の場合、水酸化カリウム水溶液が使われています。水酸化カリウムは強いアルカリ性で、眼や皮膚に対し強い刺激性があります。眼に入ったときは放置すると視力障害を起こすことがありますので、すぐに洗い流し、医師の診察を受けて下さい。皮膚や洋服に付くと、化学やけどを起こすことがありますので、すぐに水で洗い流すようにしてください。お伺いした状況から、すぐに水で洗い流しているようですので特にご心配なさる必要はないでしょう。お酢で洗うとよいというインターネット情報ですが、お酢は酸性ですので、アルカリ性の電解液を酸で中和して無害化するという主旨かと思われます。化学的には理にかなった方法ですが、お酢の濃度や使用量、処理の仕方によっては思わぬ二次災害を起こす可能性があります。少量が手に付いた程度であれば、水で洗い流せば問題ありません。

- ◆ <消毒剤の安全性について> 昨日、皮膚科でピアスの穴を開け、消毒剤をもらった。その消毒剤をなめてみたら苦味があり、なめたことで身体に影響がないか心配になった。皮膚科に問い合わせたところ、製品は〇〇であり、口にすることは決して勧められないが、舐めた程度であれば問題はないとの見解であった。本当に問題ないだろうか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。(若年の女性) <消費者>

⇒〇〇の主成分はベンザルコニウム塩化物液で逆性石鹼として殺菌・消毒用に用いられています。経口投与には使用しないようにとあり、量によっては有害となる可能性もありますが、なめた程度であれば問題はないと思われます。処方された医師にも確認されていることであり、過度に心配する必要はないでしょう。

- ◆ <消臭剤・芳香剤の安全性について> 石鹼やタバコなどの様々なもので身体に不調をきたすようになり、3年半前に国立病院で化学物質過敏症と診断された。治療法がないため心療内科に行くように勧められ、通院している。最近、以前より悪化している気がする。ニオイの消臭のため、消臭剤を使用したのがさらに体調が悪くなってしまった。化学物質過敏症である自分は健康な人よりもニオイに過敏に反応することはわかっているが、市販されている消臭剤の安全性はどうか。自分は、発達障害もあり、化学物質過敏症の悪化で仕事にも就けない状態。

化学物質過敏症の専門医を勧められたが遠方で費用がかかり行くことが難しい。どうすればよいか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。(若年の男性) <消費者>

⇒当センターは、個別の製品に関する情報は把握していません。個別の製品の安全性については、製造メーカーの相談窓口へお問い合わせください。化学物質過敏症はその発生機序が未だ明らかにされておらず、治療法も確立されておられません。症状を改善するには、原因と考えられる化学物質を遠ざける必要があります。使用により体調が悪くなる場合はその製品の使用を避けられた方がよろしいと思います。症状が悪化しているとのことですので、再度、診断された病院に掛かれてはいかがでしょうか。

- ◆ <芳香剤の安全性について> リードディフューザー (アロマオイルの入った瓶にリードと呼ばれるスティックを差して、オイルを吸い上げて、香りを拡散させるタイプの芳香剤) のスティックが娘の下着に触れたようで洗濯をしてもニオイが消えない。一緒に洗濯した衣類にも香りが移っている気がする。娘や他の家族は気にならないというが自分は気になり、安全性も心配。製品に記載されているお客様相談室に状況を伝え確認したところ、安全性には問題ない、少し多めに洗剤を入れて洗濯するようにとアドバイスをされた。アドバイス通りに洗濯するとニオイは少し和らいだが完全には消えない。製品の安全性とニオイを消す方法を知りたいが、そちらでわかるか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性) <消費者>

⇒個別の製品の安全性は、製造メーカーが責任を持って答えるべき事柄です。既にお客様相談室に状況を伝えた上、安全性について確認されておりますので過度に心配する必要はないでしょう。ニオイ成分は時間と共に放散されますので、できるだけ風に当てるようにされるとよいでしょう。

- ◆ <電子たばこの安全性について> 禁煙したいと思い、いろいろな香りを楽しめるリキッドタイプの電子たばこを購入した。製品の表示には、リキッドの成分は植物性グリセリン、プロピレングリコール、香料などの食品添加物で有害な成分はないとある。しかし、実際のところ電子たばこの安全性はどうなのだろうか。化学製品 PL 相談センターは化学物質関連の他の団体から紹介された。(若年の女性) <消費者>

⇒最近話題の新型たばこには、たばこ葉を使用する非燃焼・加熱式たばこと、たばこ葉は使わずにフレーバーを含むリキッドを使う電子たばこがあり、更に電子たばこにはニコチンを含むものと、含有しないものがあります。また、ニコチン含有の電子たばこは、ニコチンが医薬品成分に指定されているため医薬品医療機器法による規制があり、日本国内では販売されていません。電子たばこの安全性については、厚生労働省が主催する「たばこの健康影響評価専門委員会」で『電子たばこの健康影響について』が議論されており、公開された議論の整理では「プロピレングリコール、グリセロールは食品添加物としても幅広く使用されているものであるが、加熱して霧化する過程で、プロピレングリコールからメチルグリオキサール、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒドが、グリセロールからアクロレイン、ホルムアルデヒドなどのカルボニル化合物が生成される」とあります。厚生労働省としての正式な

見解は出ていませんが、日本呼吸器学会では「非燃焼・加熱式タバコや電子タバコに対する日本呼吸器学会の見解」を出し、『非燃焼・加熱式タバコや電子たばこの使用は、健康に悪影響がもたらされる可能性がある』としています

([http://www.jrs.or.jp/uploads/uploads/files/citizen/hikanetsu\\_kenkaiR.pdf](http://www.jrs.or.jp/uploads/uploads/files/citizen/hikanetsu_kenkaiR.pdf))。ご参考にされるとよいでしょう。

- ◆ <家の中の化学物質の除去について> 書店で購入した化学物質に関する本を読んだところ、家の中の様々なものから有害物質が出ているとあり怖くなった。炭などで家の中にある有害物質を取り除くことができるか。現在のところ、気になるニオイや体調不良などはない。化学製品PL相談センターは化学物質についての問い合わせ先として、その本で紹介されていた。(中年の女性) <消費者>

⇒購入された本を確認できておりませんので、様々なものから有害物質が出ているとする根拠が不明ですが、一般に、炭や活性炭などの多孔質物質は表面積が大きく、物理吸着といて、物質間に働く引力により化学物質等を吸着させる作用を持つことが知られています。但し、吸着させる対象物質が漠然としており、その濃度も不明なので、効果のほどはわかりかねます。

- ◆ <除菌剤の安全性について> ノロウイルス対策用にインターネット通販で除菌スプレーを購入した。成分はCaOとあり、アルカリ性であるが小さな子供にも安全とある。乳児がいるが本当に大丈夫なものか。(若年の女性) <消費者>

⇒個別の製品の安全性については製造メーカーにお問い合わせください。CaOは酸化カルシウムであり、水を加えると水酸化カルシウムを生成することが知られています。水酸化カルシウム水溶液は強いアルカリ性で、皮膚刺激や重篤な目の損傷があるなどの危険性を有しています。製造メーカーが「子どもにも安全」と謳っている根拠を確認されてはいかがでしょうか。ノロウイルスの感染予防に関する一般情報としては、厚生労働省が出している「ノロウイルスに関するQ&A」

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html))、国立感染症研究所感染症情報センターが出している「ノロウイルス感染症とその対策・予防(家庭等一般の方々へ)」

(<http://idsc.nih.go.jp/disease/norovirus/taio-a.html>) があります。参考にされるとよいでしょう。

- ◆ <プラスチック製養生ボードのリスクアセスメント> 自社で扱っている製品に、床の養生などに使う発泡ポリプロピレン製の養生ボードがある。この度、一般家庭でも扱いやすいように、少し小型で2つ折りにできるタイプの製品を検討している。リスクアセスメントを進めているが、化学製品PL相談センターに、同様な製品の相談は寄せられてないか。また、どの様なリスクを想定したらよいだろうか。化学製品PL相談センターは以前にも利用したことがある。<事業者>

⇒過去の相談を調べてみましたが、該当するものはありませんでした。リスクアセスメントに関連した情報としては、経済産業省がウェブ上で公開している、「消費生活用製品向けリス

クアセスメントのハンドブック」

([http://www.meti.go.jp/product\\_safety/recall/risk\\_assessment.pdf](http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment.pdf))、「リスクアセスメント・ハンドブック実務編」

([http://www.meti.go.jp/product\\_safety/recall/risk\\_assessment\\_practice.pdf](http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment_practice.pdf)) があります。参考にされるとよいでしょう。

- ◆ <日本化学工業協会発行の冊子入手希望> 日本化学工業協会が発行している「化学産業における PL 対策ガイドライン」を入手したい。どうしたらよいだろうか（日本化学工業協会の代表電話に入電）。<事業者>

⇒ご要望の冊子は、1995年の製造物責任（PL）法施行の際に、化学品の危険有害性の情報伝達方法の指針として発行されたもので、2013年に改訂されています。日本化学工業協会の会員に配布されたもので、残念ですが一般への販売は行っておりません。PL法に関連した個別の質問であれば、化学製品PL相談センターにお問合せください。

- ◆ <樹脂材料の機能不足について> 当社は事業者向けに樹脂製の箱を製造・販売している。自社製品で、自己消火性・難燃性の機能が必要なものがあり、その要件を満たす樹脂材料を購入し、自社で成型して製品化している。この度、この製品について、客先から自己消火性・難燃性機能を満たしていないとの指摘を受けた。第三者機関で調査したところ、確かに機能を満たしていないことが確認された。材料メーカーに申し出て対応を求めているが、材料としては機能（要求性能）を満たしており、製品化された後の機能不足については責任を負えないとの回答であった。このような場合に材料メーカーに責任は問えないのか。<事業者>

⇒本件は製品の品質設計と原材料の購買契約上の問題と思われます。当センターでは詳細な内容にまでは立ち入ることはできません。購入材料の規格が最終製品の機能を満たすに十分のものであるか否かから見直してみたいかがでしょうか。一般に、製造物責任（PL）法では、製造業者（輸入業者を含む）は製造物の欠陥により生じた損害を賠償する責任を負いますが、製造物の欠陥がその原材料に起因する場合、原材料の供給業者にも賠償責任が及ぶ場合もあります。法律の専門家にご相談になって、購買契約等で責任の所在を明確にしておくといよいでしょう。

- ◆ <据え置きタイプの空間除菌剤の安全性について> 障害者施設に勤務している。施設でインフルエンザ対策として、二酸化塩素による据え置きタイプの空間除菌剤の使用を検討している。以前他の施設で、使用していて気分が悪くなったとの話しを聞いたことがあり、慎重に検討したく情報を集めている。安全性は大丈夫なのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。<事業者>

⇒個別の製品の安全性は、製造メーカーが責任を持って答えるべき事柄ですので、製造メーカーの消費者相談窓口等にお問い合わせください。一般情報として、二酸化塩素は塩素様の刺激臭のある気体で、気道、皮膚、眼への刺激があり、吸入による急性毒性が知られています。毒性が発現するのは空気中の濃度によりますが、ACGIH（アメリカ合衆国産業衛生専門官会議）によると、TWA（作業環境で毎日繰り返しばく露しても悪影響のみられない濃度値）は0.1ppm、STEL（短時間ばく露限界値）は0.3ppmとされています。

す。少し古い情報になりますが、二酸化塩素空間除菌剤については、2010年11月に国民生活センターが「二酸化塩素による除菌をうたった商品～部屋等で使う据置タイプについて」と題した報道発表をしています ([http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20101111\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20101111_1.pdf))。発表されテスト結果によると使用開始当初に二酸化塩素の放散速度が大きくなるものがあり、STELである0.3ppmを超えるケースもあったことが報告されています。このため、消費者へのアドバイスとして、使用に際しニオイが気になったら換気するなど注意をするよう呼びかけています。検討されている製品のホームページにも、成分臭がするときは換気をする。狭い空間内では使用しない。不快な症状が出た場合には使用を中止するなど多くの使用上の注意が掲載されています。参考にされるとよいでしょう。

- ◆ <ノロウイルス対策としての次亜塩素酸水の使用について> 障害者施設に勤務している。施設でノロウイルスの対策用に次亜塩素酸水のスプレー除菌剤を検討している。慎重に検討したく情報を集めている。こういった製品の安全性や効果はどうだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。<事業者>

⇒個別の製品の安全性や性能は、製造メーカーが責任を持って答えるべき事柄ですので、製造メーカーの消費者相談窓口等にお問い合わせください。一般に次亜塩素酸水を製造する方法には、①塩酸または塩化ナトリウム水溶液を電気分解して得る、②次亜塩素酸ナトリウムを酸等でpH調整して得る、の二つの方法があり、検討されている製品は②で製造されたものです。次亜塩素酸水の有効成分である次亜塩素酸は有機物に触れると直ぐに分解するため、残留物による毒性はなく、眼や皮膚への刺激性も問題ないと言われています。また、強い殺菌力を持っていますが、被除菌面に汚れがあると分解してしまい十分な除菌効果が得られないことがあり、ノロウイルス対策として使用する場合には注意が必要です。ノロウイルスの感染予防に関する一般情報としては、厚生労働省が出している「ノロウイルスに関するQ&A」

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html))、国立感染症研究所感染症情報センターが出している「ノロウイルス感染症とその対策・予防(家庭等一般の方々へ)」

(<http://idsc.nih.gov/disease/norovirus/taio-a.html>) があります。参考にされるとよいでしょう。

- ◆ <製品のラベル表示について> 自社の接着剤のラベル表示を検討している。GHSラベル表示については、日本化学工業協会発行の「GHS対応ガイドライン」を参照しているが、PL予防対策を目的とした警告ラベルの表示については、同じく日本化学工業協会発行の「化学産業におけるPL対策ガイドライン」に詳細が記載されており、GHSが適用できる範囲は「GHS対応ガイドライン」で対応するようとの記載があった。具体的にはどうしたらよいのか。GHSラベルの表示義務がない場合、警告ラベルを作成する必要があるのか。<事業者>

⇒GHSは化学品の危険・有害性を一定の国際基準に従って分類し、その結果をラベルやSDS(安全データシート)に反映させ、災害防止および人の健康や環境の保護に役立てようとするもので、グローバルに各国で導入が進められています。日本では、化管法、安衛法、毒

劇法、などで指定された化学物質やそれを含有する混合物について、GHSに基づく SDS (安全データシート) の交付やラベル表示が義務化または努力義務とされています。詳しくは、下記のパンフレットをご参照ください

([http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/files/GHSpamphlet2017.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/files/GHSpamphlet2017.pdf))。

「化学産業における PL 対策ガイドライン」は 1995 年に製造物責任 (PL) 法が制定されたことを受けて、同年に一般社団法人日本化学工業協会が発刊したもので、PL 対策としての警告表示についてのガイドラインが盛り込まれています。こちらは、GHS 導入の動きを受けて、2013 年に改訂版が発刊されており、GHS 対応についての記載が盛り込まれました。本刊は非売品のため、該当する部分のコピーを送付いたします。ご参考になさってください。

- ◆ **＜ポリエステル繊維を溶解する方法＞** 大学での研究で、ある材料からポリエステル繊維だけを取り去る方法を探している。ポリエステル繊維を溶かすことが出来る溶剤にはどのようなものがあるだろうか。＜その他＞

⇒ポリエステル繊維にも色々ありますが、ポリエチレンテレフタレート (PET) が一般的かと存じます。PET 樹脂を溶かす溶剤としては、ヘキサフルオロ-2-プロパノール (別命 ; ヘキサフルオロイソプロパノール) が知られており、PET 樹脂の分子量を測定する際の溶媒として使用されています。ご使用に当たっては、危険有害性情報をお調べになって、事故の無いようご注意ください。



## DIYで思わぬ事故を起こさない為に ～③瞬間接着剤～

モノとモノとをアツという間に接着できる瞬間接着剤は何かと重宝しますよね。DIY (Do It Yourself) でも活躍する場面は多いのではないのでしょうか。しかし、使う時に安全面で気をつけなければいけないこともあります。



瞬間接着剤はシアノアクリレートを主成分にしています。シアノアクリレートそのものは水のように粘性の低い液体ですが、接着するものに付着しているごく微量の水分によって、瞬間的に重合反応が進み樹脂化して固まることで接着力を発揮します。重合反応の際に熱を発生しますが、通常の接着では高温になるようなことはなく危険ではありません。しかし、布やティッシュなどの繊維状の素材に染み込むと急激に反応が進んで発熱することがあります。これは、瞬間接着剤が毛細管現象で繊維内に染み込んで、表面積が急激に大きくなるためです。特に、木綿、ポリエステル、アセテート系の繊維製品では、100℃前後まで温度が上昇することがあり、火傷を負う恐れがあり危険です。

DIY といえば、作業時に軍手などをはめることが多いと思いますが、瞬間接着剤を使用する際は軍手は NG です。ポリエチレン製等の液体が染み込まないものを使うようにして下さい。

瞬間接着剤は空気中の水分でも固まりますので、保管状況によっては、ノズル周りが固まって出にくくなってしまふことがあります。力を加えて無理に出そうとすると、中身が急に飛び出し、身体にかかってしまうことがあります。もし、衣服に大量に染み込んだ時は、衣服を脱がずにすぐに大量の水で冷やすようにすると良いでしょう。

瞬間接着剤が手などについた時は、無理に剥がそうとせず、なるべく熱いお湯の中にしばらく浸して、少しずつ揉みほぐすようにして剥がしてください。剥がれにくい場合は、マニキュアの除光液や専用の「はがし液」を使うと剥がれる場合があります。目に入ったときは、慌てずに多量の水で洗眼した後、医師の手当てを受けて下さい。目を擦ると眼球を傷つける恐れがありますので、決して擦らず、瞬きも出来る限り控えるようにしてください。目にはマニキュアの除光液や専用の「はがし液」は絶対に使ってはいけません。口に入った場合は、大量の水で口をすすぎ、接着剤が固まったら出してください。マニキュアの除光液や専用の「はがし液」は絶対に使ってはいけません。

どの場合も、決して無理はせず、手に負えない場合は、接着剤を持参の上で医師の手当てを受けるようにしてください。

瞬間接着剤を気持ちよく使うには、その特性をよく知っておくことが大事です。使用上の注意を守ると共に、使用後は、ノズルなどをきれいに拭き取ってから、キャップをしっかり閉めて、直射日光の当たらない湿気の少ない所に保管するようにしましょう。これも次にトラブル無く使うために大事なポイントです。





## うま味の相乗効果



### 5つの基本味と“うま味”

味覚には5つの基本味があります。甘味、酸味、塩味、苦味、そして、うま味です。それぞれ英語にすると、甘味=Sweetness、酸味=Sourness、塩味=Saltiness、苦味=Bitterness、うま味=Umami・・・ん？ うま味だけ日本語のままですね。実はうま味は日本人によって発見されたものなのです。

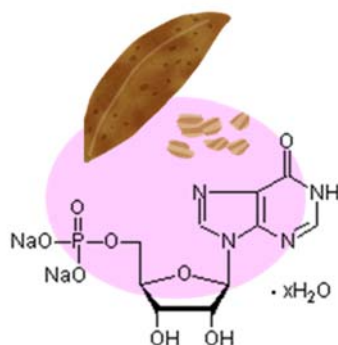
1908年(明治41年)に東京帝国大学教授の池田菊苗博士が、昆布の煮汁の中からグルタミン酸ナトリウムを取り出すことに成功し、湯豆腐などの昆布で出汁をとった食べ物の美味しさの素であることを発見。“うま味”と名づけました。ところが、西洋では基本味<sup>\*</sup>は4つというのが定説だったので、“うま味”は基本味として中々受け入れられませんでした。しかし、2000年に舌の味蕾(みらい；舌にある味を感じる器官)にある感覚細胞にグルタミン酸受容体が発見されたことで基本味として広く認識されるようになりました。

※基本味とは味蕾にその味覚成分の受容体が存在するものと定義されています。

味覚を表す言葉としては他に辛味や渋味などがありますが、辛味は味蕾に受容体がなく、痛覚や刺激の一種であるとされています。また渋味は口内で収斂作用(タンパク質を変性させることにより組織や血管を縮める作用)を起こすことで感じられるものとされており、どちらも基本味ではありません。



グルタミン酸Na



イノシン酸Na



グアニル酸Na

### うま味の相乗効果

味を濃くしたい時、一般的にはその成分をより多く使います。例えば、塩辛くしたい時、食塩を入れれば、入れるほど塩辛くなります。甘くしたい時には、砂糖を入れれば、入れるほど甘くなります。しかしうま味成分は味覚飽和といって、一定量に達したらそれ以上追加しても味を濃く感じません。これは他の味覚との大きく違いです。ところが、不思議なことに、違った種類のうま味成分が合わさると、うま味をより強く感じるようになります。これを“うま味の相乗効果”と言います。

相乗効果とは1足す1が2ではなくより多くの効果を発現するというもので、うま味の場合7～8倍にもなると言われています。グルタミン酸とイノシン酸、グルタミン酸とグアニル酸。代表的な食品で言えば、昆布とかつお節、昆布と椎茸の組み合わせ。そう、合わせ出汁の原理です。

## 出汁の食文化

日本では、江戸時代には多くの料理に出汁が使われるようになったことが記録に残っており、明治期になって合わせ出汁も一般化しています。うま味成分が発見される遙か前から、うま味を上手に取り入れて食生活を豊にしていたのですね。

海外に目を向けると、西洋料理のブイヨンや肉類のイノシン酸と玉ねぎ、セロリ、にんじんなどの野菜からでるグルタミン酸でうま味の相乗効果を得ており、中華料理の鶏がらスープは鶏がらのイノシン酸と葱やしょうがのグルタミン酸で相乗効果を得ています。これらは日本の合わせ出汁に相当する組み合わせですね。

しかし、実は合わせ出汁とブイヨンや鶏がらスープにはちょっとした違いがあります。それは加熱時間です。合わせ出汁は短時間でさっと引き上げるため、うま味成分だけが取り出され、余分な味が無く、うま味が立っています。このため、煮物などで他の食材と合わせた時に、その食材本来の味わいを生かすことができます。これに対しブイヨンや鶏がらスープは長時間煮出すことで、様々な味覚成分を全部取り出しています。複雑で厚みがある反面、うま味だけが立っているという感じではありません。こういった違いはそれぞれの国、地域の食文化に起因しています。

2013年12月、「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。登録申請の際に定められた「和食」の特徴を見ると、①多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重、②栄養バランスに優れた健康的な食生活、③自然の美しさや季節の移ろいの表現、④正月などの年中行事との密接なかわり、となっています。出汁は食材の特徴を活かします。また、うま味を上手に使うことでうす味でも満足感が得られ、塩分や動物性油脂の過剰摂取を抑え、日本人の長寿、肥満防止に役立ってきました。うま味を生かした出汁は日本の「和食」文化の縁の下の力持ち的存在と言えるでしょう。

忙しい現代、家庭で合わせ出汁から料理を作る機会も少なくなっています。お宅ではどうですか？たまには昆布とかつお節で合わせ出汁を取って、手間暇かけた一品を作ってみてはいかがでしょうか。「和食」を遺産にしまわれないために。



## 化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
  - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
  - ・お申し込みはE-mail ([PL@jcia-net.or.jp](mailto:PL@jcia-net.or.jp)) で。  
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください)
  - ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
  - ④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス
- ※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

## 出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。  
各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご利用ください。  
日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。  
(TEL 03-3297-2602 担当：登坂(トサカ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

### 化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル  
TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604  
URL : <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。